

旭川農業振興地域整備計画変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号。以下「法」という。）第13条に定める農業振興地域整備計画の変更及び農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年9月26日政令第254号。以下「政令」という。）第10条に定める農業振興地域整備計画に係る軽微な変更のうち、基礎調査の結果によるものを除く、申出等による変更に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 旭川農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定めた総合的な農業振興の計画であり、うち農用地利用計画は、長期的な観点から農業上の利用を確保すべき区域を定めたものであることから、その変更にあたっては、法、政令、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）及び農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）ほか各種通知に則り、関係機関との連携の上で慎重に行うこととする。

(農用地利用計画変更申出)

第3条 旭川農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を希望する者は、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更申出書（別紙様式1）に第5条に定める書面を添えて各2部（原本1部、写し1部）を市長に提出する。

(マスタープラン変更申出)

第4条 農用地区域外における農家住宅の建設等に伴い、旭川農業振興地域整備計画（以下「計画」という。）のうちマスタープランの変更を希望する者は、農業振興地域整備計画変更申出書（別紙様式2）に第5条に定める書面を添えて各2部（原本1部、写し1部）を市長に提出する。

(変更申出書添付書面)

第5条 第3条及び第4条の変更申出書には、それぞれ次の書面を添付する。

- (1) 農地転用を伴う場合、農地転用計画書（農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との調整取扱要綱（昭和48年7月18日農調第1361号北海道農政部長通知）に定める別記第3号様式）
- (2) 土地登記事項証明書の写し
- (3) 位置図
- (4) 地番図
- (5) 土地利用現況図
- (6) 求積図
- (7) 配置図
- (8) 建築物または工作物等を設置する場合、その立面図及び平面図

- (9) 地域の土地改良区との協議済書（別紙参考様式3）
- (10) 地域の農業協同組合との協議済書（別紙参考様式4）
- (11) 現況が山林の場合や植林する場合、地域の森林組合との協議済書（別紙参考様式5）
- (12) 抵当権等が存在する場合、抵当権者の承諾書又はこれに代わるもの（別紙参考様式6）
- (13) 申出人が所有する土地でない場合は、土地所有者の同意書（別紙参考様式7）
- (14) 公共事業が原因となり変更申請を行う場合は、「公共事業計画図」及び「損失補償協議書」又は「売買契約書」
- (15) 土地収用法に該当する場合、土地収用法第26条第1項の規定による告示の写し
- (16) 土地基盤整備事業の受益地である場合、事業実施主体との協議書
- (17) 申出人が法人の場合、法人の登記事項証明書及び当該案件に関する議事録（申出の取り下げ）

第6条 第3条及び第4条の変更申出書を提出した後に取り下げようとする者は、農業振興地域整備計画変更申出取下書（別紙様式8）を市長に提出する。

（申出期限）

第7条 第3条及び第4条の申出書は、政令第10条に定める軽微な変更に係るものを除き、毎年5月、9月、1月末までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

（変更手続の開始）

第8条 市長は、提出された申出書について、計画の変更期間（変更計画案の縦覧から変更公告までの期間）を除き、遅滞なく変更に係る手続を開始する。

（確認及び意見聴取）

第9条 市長は、第3条及び第4条の申出書を受理したときは、農用地への編入及び用途変更を除くものについて、別紙様式9により道営土地改良事業の確認を行うとともに、政令第10条に定める軽微な変更を除くものについて、旭川市農業委員会並びに申出地を所管する土地改良区、農業協同組合及び必要に応じて森林組合ほか関係機関に意見聴取を行う。

2 旭川市農業委員会への意見聴取にあたっては、提出された申出書類及び添付書類の写し1部を添付する。

（内部審査）

第10条 市長は、第3条の申出に係る内容について旭川農業振興地域整備計画内部審査書（別紙様式10）及び関係書類を作成し、内部審査を実施する。

（計画変更案の縦覧）

第11条 計画の変更を伴うもののうち、政令第10条に定める軽微な変更を除くものについては、法第11条に定める縦覧を行うこととし、その期間は公告の日から15日間とする。

(知事協議)

第 12 条 第 3 条の申出に係るもののうち、政令第 10 条に定める軽微な変更を除くものについては、計画変更案の公告・縦覧及び異議申出期間終了後、速やかに次の書類を作成し北海道知事に協議を行う。

- (1) 旭川農業振興地域整備計画変更協議書（別紙様式 11）
- (2) 変更等理由書（別紙様式 12）
- (3) 農用地利用計画変更案の縦覧公告文の写し
- (4) 農用地利用計画変更案に対する異議申出書の写し及び市決定書の写し（異議申出があった場合のみ）
- (5) 農業振興地域整備計画変更案
- (6) 関係機関からの回答書の写し
- (7) 関係図面
(変更内容の送付)

第 13 条 市長は、所定の手続き終了後に法第 12 条に定める公告を行い、変更の翌月 5 日までに公告文の写し及び変更後の計画書写しに市町村農業振興地域整備計画策定・変更に係る一覧表（道が定める様式）を添えて北海道知事に送付する。

(変更内容の記録)

第 14 条 市長は、計画の変更完了後、速やかに農業振興地域整備計画の変更申請記録台帳（別紙様式 13）により変更内容を記録するとともに、旭川農業振興支援システム及び縦覧用図面等関係書類を計画変更後のものに整備する。

(変更完了通知)

第 15 条 市長は、計画の変更完了後、申出人に対して計画変更完了通知書（別紙様式 14）にてその旨を通知する。

(その他)

第 16 条 その他、計画変更に必要な事務手続きについては、必要に応じて北海道上川総合振興局、旭川市農業委員会その他関係機関と協議の上、旭川市農政部農政課で定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。